

店頭デリバティブ取引に係るご注意

○ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様側より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることをあらためてご確認ください。

○ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社カスタマーサポートまでお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のA D R（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
（FINMAC）URL <https://www.finmac.or.jp>
電話番号 0120-64-5005 受付時間 9:00～17:00 ※土・日・祭日を除く

（注1）ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家として取り扱われるお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引をいただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注2）A D Rとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

当社の個人情報保護方針については下記をご参照ください。
<https://www.avatrade.co.jp/company/compliance/privacy-policy>

名 称 アヴァトレード・ジャパン株式会社（第一種金融商品取引業）

住 所 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-18-1 赤坂ヒルサイドビル 4階

登録番号 関東財務局長（金商）第 1662 号

加入協会 一般社団法人 金融先物取引業協会（会員番号 1574）

一般社団法人 資産運用業協会（会員番号 012-02738 号）

アヴァトレード・ジャパン取引説明書

【金融商品取引法第37条の3の規定による契約締結前交付書面】

アヴァトレード・ジャパン株式会社

107-0052 東京都港区赤坂二丁目18番1号 赤坂ヒルサイドビル4階

Tel : 03-4577-8900

登録番号 : 関東財務局長（金商）第1662号

加入協会 : 一般社団法人 金融先物取引業協会 : 会員番号1574

一般社団法人 資産運用業協会 : 会員番号012-02738

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

令和8年7月

（第25版令和8年7月27日改訂）

本書面について

本書面には、金融商品取引法第37条の3に基づく契約締結前交付書面に記載すべき事項を記載しています。当社との間の店頭外国為替証拠金取引（FX取引）（以下「本取引」といいます）を行うにあたっては、本書面の内容をよくお読みになり、取引の仕組みや長所、短所、リスク（不確実性）について十分ご理解下さい。

お客さまが当社と締結されようとしている契約により行われることとなる店頭外国為替証拠金取引（以下「本取引」といいます。）は、世界中の金融機関、製造業者、貿易会社などの法人や個人投資家が参加する外国為替市場における通貨の価格を参照して通貨の売買を行うデリバティブ取引であり、原資産である通貨の受け渡しによる決済は行われず、取引開始時点の価格と取引終了時点の価格との差額により決済が行われる差金決済取引です。

本取引では、当社のカバー取引先である当社グループ会社と契約のある金融機関（再カバー取引先）が提供する外国為替市場の価格を参照して当社が取引価格を生成しお客様に提示し、そのうえでお客さまから注文をいただいた場合に当社

が当該注文に応じて約定することにより執行する取引です（店頭取引または相対取引と呼ばれています）。外国為替相場（通貨毎の相対価格）の変動によりお客様は利益を得る可能性がある反面、損失を被る恐れもあります。本取引は証拠金取引であり、少額の証拠金を元に多額の取引が可能になるため、得られる利益も損失も高額になる可能性があります。さらに、任意のストップロス取引又は強制ロスカット時のネガティブ・スリッページ、週末及び週中のギャップオープン（取引中断前の価格と離れた価格で取引再開が行われること）などにより、当社に預託されている金額を超過して損失を被る恐れがあります。

本取引を開始する場合にも継続して行う場合にも、本書面をよくお読みになり、本取引の仕組みやリスクについて十分にご理解いただき、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引いただくようお願いいたします。また、本取引の内容を十分ご理解いただくために、本書面の他に、「取引約款」等の書面を交付しております。これらの書類には、本取引の仕組みやリスク、さらにはお客様に守っていただくかなくてはならないことなど重要な内容が記載されております。熟読されたうえで、取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただき、ご自身の資力と投資経験、投資目的等を考慮のうえ、お取引いただきますようお願い申し上げます。

- アヴァトレード・ジャパン株式会社の取引約款については下記からご確認下さい。

<取引約款>

<https://www.avatrade.co.jp/company/compliance/trading-agreement>

本取引のリスク等重要事項について

◇手数料などの諸費用について

本取引では、取引手数料は発生いたしません。

※ただし、買気配と売気配との間にはレート差（スプレッド）があり、お客様にご負担いただくコストとなります。なお、スプレッドはマーケットの状況等により拡大する場合があります。

◇本取引のリスクについて

本取引は元本が保証されたものではございません。本取引には様々なリスクが伴います。お客様は本取引を開始される前に本取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。なお、下記のリスクは、本取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものではありません。

・取引価格の変動リスク

本取引は、外国為替市場における通貨の価格を参照して行う取引であり、当社が提示する取引価格の変動により、損失が生じるリスクがあります。

・レバレッジ取引に内在するリスク

本取引は証拠金取引であり、お客様の差し入れた証拠金の額に比べて実際の取引金額が大きいため、通貨の価格の変動により、多額の利益が生まれる可能性がある反面、損失の額が高額に及ぶ可能性もあります。また、本取引の仕組み上、かかる損失の額がお客様の差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。強制ロスカットの場合でも、執行の遅延や相場の急激な変動により証拠金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがあります。

・イベント等に伴う相場急変リスク

経済指標の発表や要人発言その他のイベントにともなう相場状況の急変による

通貨の価格の変動等により、思わぬ損失が発生する可能性があります。

・信用リスク

本取引は、当社とお客様との間の相対取引（店頭取引）であるため、お客様は当社の業務状況や財産状況に依存する信用リスクを負います。またカバー取引先の信用状況によっても、当社の財務状態が影響を受けた結果として、お客様が損失を被る可能性があります。

ただし、お客様が当社に預託された証拠金は、当社の自己資産とは区別して金銭信託によって管理することにより保全が図られています。

・カバー取引先リスク

当社はお客様との取引から生じる市場リスクを減殺するため、後記のカバー取引先であるAva Trade Ireland Ltd.（以下「Ava」といいます。）との間で100%のカバー取引を行っていることから、前記「信用リスク」記載のとおり、Avaの信用状況によって当社の財務状態が影響を受けた結果として、お客様が損失を被る可能性があります。

また、当社はAvaを相手方として、システムにより即時かつ自動的にカバー取引を行っておりますが、相場の急変等により、同社からのカバー配信レートが配信されない、又は同社の財務状況が悪化するなどの理由から同社とのカバー取引を行うことができなくなる場合があります。当社ではカバー取引先が提供するカバー配信レートを受けお客様に配信する取引価格を決定していることから、このような場合、お客様への取引価格の配信ができなくなります。その間は新規取引の約定ができないほか、すでにポジションをお持ちの場合は、その間の相場変動によっては損失が発生・拡大する可能性があり、状況によっては、お客様のポジションが強制決済されてしまうおそれがあります。これらの結果、当該損失の額がお客様にお預けいただいた証拠金の額以上になるおそれもあります。

・スプレッドに係るリスク

本取引の売値（ビッド：お客様の売り値）と買値（アスク：お客様の買い値）には差（スプレッド）があります。本取引の新規ポジションを建てる場合、取引価格が変動しなかったとしても、このスプレッド分だけ評価損が生じます。また、このスプレッドは、外国為替市場の流動性等の影響を受けるため、前述のイベント等に伴う相場急変リスクなどの状況下において当社により任意に変更される可能性があります。

・システムリスク

当社又はお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的若しくは一定期間に亘って取引ができず、又はお客様の注文が遅延する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、不正アクセス、フィッシングなどにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することにより、お客様に損失が発生する可能性があります。

・流動性リスク

経済指標の発表や各国要人発言のほか、国際金融市場に影響を与える通貨当局の政策変更（政策金利変更、通貨政策変更、為替介入など）その他の政治的若しくは軍事的イベントの発生又は天変地異などにより、外国為替市場における流動性が著しく低下することがあります。この場合、当社の取引価格の提示も不安定になり、場合によっては、週末などでないにもかかわらず一定期間に亘って取引ができなくなるリスクがあります。この場合、相場急変そのものに内在する損失リスクのほか、例外的なスプレッド拡大による損失リスク、最大注文数量などに制限が加えられる流動性リスク、さらに、相場の急変時等に取引が執行されるまでに思いがけない時間を要することにより、取引再開後に取引中断前と価格差を伴うことによる損失リスクやお客様が事前に期待した通りの価格でストップロス注文が執行できないリスク（ネガティブスリッページ）があります。さらに取引中断前に約定されていた取引に係るカバー取引が、インターバンク市場慣行に則り、カバー取引先から遡及的に取り消された場合、連動して当該取引中断前に約定されていたお客さまの取引が取り消されるリスクもあります。

・スリッページリスク

お客様が注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差（スリッページ）が生じている場合がございます。当該価格差は、お客様端末と当社システムの間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。当該価格差は、以下のとおり、お客様にとって有利な場合（ポジティブ・スリッページ）もあれば、不利な場合（ネガティブ・スリッページ）もあります。

- ・成行注文では、取引価格の変動により取引画面の提示レートよりもお客様に有利なレートで取引が成立する場合もあれば、不利なレートで取引が成立する場合もあります。

- ・指値注文では、お客様の指定した価格にて約定します。

- ・逆指値注文では、お客様の指定した価格と比べて同値又は有利若しくは不利な価格で約定します。

なお、大きな数量の注文の場合、不利なレートで成立する可能性が高くなるとともに、取引自体が不成立となる可能性があります。

逆指値注文は、取引価格が一方向にかつ急激に変動する場合などには、有効に機能しないことがあります。例えば、ポジションを保有したまま週末を跨ぐ場合、週末直前の取引終了時点での価格と週明けの取引再開時点での価格の差（ギャップオープン）により、強制ロスカットが発生したり任意のストップロス取引が期待した価格で執行できなかつたりするおそれもあります。このようなギャップオープンは、週末を跨ぐ場合に限らず、流動性リスクで前述したとおり、週中の深刻なイベント発生による外国為替市場の著しい流動性低下による取引停止時にも同様に発生するリスク要因です。

成行注文又は指値（逆指値）注文は、お客様の注文を当社システムで受け付けた順に執行致します。成行注文は約定処理時の配信価格、逆指値注文はトリガー価格の到達時点の次の配信価格にて約定致します。配信価格は、その時点での市場価格等を参照価格とした上で、当社システムにて作成され発信されます。ただし、相場急変時や注文の集中等により、当該配信価格を以って当社が応じる

ことができる数量を超えて当社が受注した場合、約定可能数量まで受付順に約定処理を行い（部分的に約定する場合があります。残りの注文は、続いて配信される価格を以って受付順に執行していきます。なお、成行注文は、指値注文など他の注文に優先しますが、トリガー価格が一致する強制ロスカットが事前又は同時に発生している場合は、当該強制ロスカットが当該注文に優先します。当該注文を取引時間外に受け付けた場合には、取引時間開始後、上述の優先順位等に従って執行します。

・店頭取引（相対取引）にかかるリスク

本取引は、取引所における取引とは異なり当社とお客様との店頭（相対）取引になります。当社グループ会社（カバー取引先）と契約のある金融機関（再カバー取引先）が提供する外国為替市場取引の価格を参照したうえでカバー取引先がカバー配信レートを生じ当社に配信し、そのうえで当社がカバー取引先からの当該カバー配信レートをもとに取引レートを生じお客様に取引価格の提示を行います。そのうえお客様から注文をいただいた場合に当社が注文を執行する取引です。インターバンク市場における価格で約定することを保証するものではありません。また、他社と異なる取引価格となる場合があります。

・取引レート配信にかかるリスク

当社では上述の店頭取引（相対取引）にかかるリスクの説明のとおりカバー取引先からのカバー配信レートをもとに取引レートを生じしております。そのため、流動性の低下や相場の急変等によりカバー取引先がカバー配信を停止し、カバー取引が行えなくなった場合には、当社は取引レートの配信を停止します。停止している時間帯においては取引（注文の発注及び変更、指値・逆指値の約定並びに強制ロスカットの執行）は行われません。

なおカバー取引先からのカバー配信レートが再開された場合には当社は取引レートの配信を再開しますが、取引再開時のレートを基準として判定及び約定が行われるため、ポジションをお持ちの場合はその間の相場変動によっては再開と同時に強制ロスカットが発生する可能性があります。また、強制ロスカットにより損失が発生・拡

大する可能性があり、当該損失の額がお客様にお預けいただいた証拠金の額以上になるおそれもあります。

・約定遅延リスク

本取引において、お客様からの注文は、相場状況、お客様の注文数量、カバー取引先及び再カバー取引先からの流動性供給の状況、通信環境等によって約定に時間がかかる可能性があります。これにより、お客様が期待した価格での約定が出来ない恐れや、お客様にとって不利な価格であっても約定さえ出来ない恐れがあります。

・金利変動リスク

本取引では、買い又は売りのポジションを保有し米国東部時間の17時をキャリーオーバーされた場合には、スワップポイントの受取又は支払いが発生します。スワップポイントの水準は、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映して日々変化します。そのため、通貨の持高に変化がなくともその時々水準によってスワップの受払いの金額が変動いたします。

・強制ロスカット(強制決済)リスク

当社はお客様の保有ポジションについて、各通貨ペアの相場変動がある都度リアルタイムで値洗いを行っており、その結果、お客様の証拠金維持率が100%を下回った場合、お客様に事前に通知することなく、お客様のポジションの全部又は一部を反対売買（強制決済）することができるものとします。ただし、強制ロスカットは、余剰証拠金がマイナスとなった直後に発動されたとしても、お客様の必要証拠金の範囲内で反対売買（決済注文の執行）が完遂されとは限りません。また、強制ロスカット発動が、外国為替市場の休場日などの取引中断後となる場合や、外国為替市場で著しく流動性を欠く事象などによる取引中断が発生した後となる場合があります。これらの場合は特に、お客様の必要証拠金の範囲内で反対売買（決済注文の執行）が完遂されない可能性がより高まる点にご留意ください。

・約定の訂正及び取消しにかかるリスク

取引システムにおいて当社が配信する取引レートは、当社グループ会社（カバー取引先）と契約のある金融機関（再カバー取引先）において取引されている実勢為替レート（以下「実勢レート」といいます。）に基づいて算出されますが、当該取引レートが、実勢レートから大幅に乖離した場合には、当社は、当該取引レートによって成立した取引を全て無効とさせていただきます。なお、再カバー取引先が当社グループ会社（カバー取引先）に提示したレートをバグレート（インターバンク市場における実勢為替レートから乖離したレートをいうものとします。以下同じ。）と当社に通知した場合であって、当該レートを当社が取引レートの算出に用い、当該取引レートが明らかにバグレートと考えられる場合も同様の取扱いといたします。

また、当社は、次のいずれかに該当する場合には、既に成立した約定について、訂正又は取消しを行うことができるものとします。

- ・ お客様が当社の取引約款に違反して取引を行った場合
- ・ システム障害、通信障害その他の事由により、当社の取引システムが本来の機能を発揮しない状態で約定が成立した場合
- ・ お客様が当社の認知しないソフトウェア等を使用し、取引システムの執行速度又は取引レートに不当な影響を与えたと当社が合理的に判断した場合
- ・ その他、本取引の公正な遂行に照らして当社が訂正又は取消を必要と判断した場合

・法令や監督指針などの変更に伴うリスク

将来において、金融商品取引法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、各種税法その他の本取引に関わる法令、監督指針などが変更される結果、本取引に関連するサービスの一部を制限し、サービス内容を変更し、又はサービスの全部を停止せざるを得なくなる可能性があります。

・両建て取引に係るリスクについて

同一の通貨ペアの売りと買いのポジションを同時に保有することを両建てといい、原則お勧めしておりません。通貨間の金利差調整額（スワップポイント）により逆ざやが生じるおそれがあること、仲値を基準とする売値及び買値の価格差（当社の受

け取るスプレッド）についてお客様が二重に負担することとなることなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引である点をご留意ください。また、双方向のポジションを有することにより、両ポジションを有しない場合に比べて強制ロスカットが発生しやすくなる点にもご留意ください。

・その他のリスク

本書面では、本取引にかかる代表的なリスクを掲載しています。これらのリスク項目が本取引にかかるすべてのリスクを網羅しているわけではない点をご理解のうえ、お取引に当たりましては十分に注意していただきますようお願いいたします。

【カバー取引先】

（商号又は名称）

Ava Trade Ireland Ltd.（アヴァトレード アイルランド リミテッド）

（業務内容）

金融商品取引業

（監督官庁）

アイルランド中央銀行 Ref. C53877

【受入証拠金の管理方法について】

お客様から預託を受けた証拠金は、日証金信託銀行株式会社との店頭デリバティブ取引証拠金管理信託契約に基づく専用の金銭信託口座（以下「信託口座」といいます。）にて、当社の自己の財産とは区分管理しております。証拠金が信託口座へ入金されるまでの間は、信託口座の保全対象とはなりませんが、その間も金融庁長官が指定する金融機関において入金専用の証拠金口座に預託し、当社の自己の財産とは明確な区分管理を行っております。

【クーリング・オフについて】

本取引は、クーリング・オフの対象となりません

当社の取扱っている本取引において、金融商品取引法第37条の6に規定のクーリング・オフの適用はありません。

本取引の仕組みについて

当社による本取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

本取引は、お客様が所定の証拠金を事前に当社に預け入れることにより、通貨の売買取引を行う店頭デリバティブ取引であり、当該売買の目的となっている通貨の新規の売り若しくは買い、又はこれらに対する決済の売り若しくは買いによる差金の授受によって決済する取引です。

当社の提供するFXの取引プラットフォームは、当社のグループ会社であるAVA Trade Ireland Ltd.より取引システムの提供を受けています。

お客様は、口座開設時にメタトレーダー 4 コース、メタトレーダー 5 コース、又はDupliTradeコースをご選択いただけます。各コースのシステムは、異なるレート配信システムを利用している関係上、必ずしも同一のレートを配信するものではありません。また、いずれのシステムが有利なレートを配信しているかという点についても、値動きの状況により異なりますので、一概には言えません。

☆口座開設の方法

口座開設のお申込みは、当社ホームページより可能です。

取引口座につきましては、個人のお客様と法人のお客様によって申込画面が異なりますので、十分に注意してお申込みください。

当社の取扱う本取引はハイリスク、ハイリターンな取引ですので、当社はお取引口座を開設いただける方を、次の取引開始基準を満たす方に限定しています。

【取引開始基準】

次の各号のいずれにも該当されない方。また、後日お客様が次の各号のいずれか一つにでも該当することが判明した場合は、当社の判断によりお取引を解約させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

- (1) 店頭デリバティブ取引について十分な知識がなく、取引の仕組み等を十分にご理解されていない方

- (2) 「アヴァトレード・ジャパン取引説明書」及び「取引約款」のすべてに同意し、お客様ご自身の責任と判断で取引することについて異論を唱える方
- (3) 電話又はＥメールで連絡が取れない方
- (4) 当社との取引において、インターネットでのお取引が利用できない方
- (5) お客様固有のＥメールアドレスが無い方及びＥメールアドレスはあるが、当社からの通信を常時確認することができない方
- (6) 各種交付書面及び報告書等が全て電磁的方法により提供されること（電子交付）に承諾いただけない方
- (7) システム障害等システム運営上の問題等が生じた場合において、その原因調査等の目的のため、当社の要請に応じて、操作履歴情報などのログファイル等当社が必要とする情報を提供していただくことにご同意いただけない方
- (8) 個人のお客様については、未成年者又は年齢が76歳以上の方。ただし76歳以上80歳以下のお客様に関しては、別途当社規程の店頭デリバティブ取引に関する申出書を提出していただける方で、面談又はそれに準じる手段により、適正な投資判断能力があると当社が確認して承認したものを除く。
- (9) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、生活保護を受給している方(個人)又は倒産手続開始の申立てがなされ、若しくは倒産手続が開始された方(個人及び法人)
- (10) 長期入院患者等の随時連絡が取れない方
- (11) 日本に居住していない個人又は日本国内において法人登記をしていない法人その他の団体
- (12) 日本国内に本人名義の銀行口座を開設していない個人又は法人
- (13) 反社会的勢力に該当する方又は脱税や詐欺行為等の違法行為を現在若しくは過去において行った個人又は法人

※ 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者をいいます。

- (14) ご本人名義以外でお取引されている方又はご本人以外の方に本取引をさせようとする方
- (15) 銀行、証券会社、先物取引会社等又は官公庁にてＦＸに関わる業務を担当する役職員。※詳細につきましてご不明な点は当社コンプライアンス部までお問い合わせください。
- (16) 認知症等の事理弁識能力に係わる病歴のある方
- (17) マネーロンダリング等の違法行為、公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行おうとする個人又は法人
- (18) その他、当社とのお取引にふさわしくないと当社が判断した方

※ 当社における口座開設審査の結果、お客様の本取引口座の開設を承諾しなかった場合、その審査内容及び理由について、いかなる場合においても開示いたしません。

【取引概要】

【メタトレーダー 4 コース、メタトレーダー 5 コース及び DupliTradeコース に共通して提供されます】

※通貨ペアごとの最大保有可能額（ポジション総額）は通貨ペアごとに異なります。下記を参照ください。

本取引の取引概要は以下の通りです。なお、お客様には本取引に必要な証拠金をそれぞれの口座に予め預託していただき、取引していただきますので、余裕のある証拠金管理をお願いいたします。

・**取引内容**：外国為替証拠金取引（店頭デリバティブ取引）

・**最低取引単位（取引ロット）**：1,000 通貨（0.01 ロット）

※下記「◆取扱銘柄」a.FX取引の対象銘柄一覧表に記載された通貨ペアのうち、取引する通貨ペアの左側通貨（第一通貨）によって定まります。

・**1回あたりの発注可能数量※1**：各コース共通（個人口座・法人口座共通）

1,000万通貨（100ロット）※下記の通貨ペアを除く。

※ILS又はZARを含む通貨ペアについては、100万米ドル相当額

※CLPを含む通貨ペアについては、15万米ドル相当額

・**最大保有可能数量※2※3※4**：各コース共通（個人口座・法人口座共通）

1,000万米ドル相当額※下記の通貨ペアを除く。

※ILS又はZARを含む通貨ペアについては、100万米ドル相当額

※CLPを含む通貨ペアについては、15万米ドル相当額

※1：1回の発注可能な取引額はロット数又は一部通貨ペアにおいては米ドルに基づいて制限を行っております。米ドルを含まない通貨ペアに関して米ドルに基づいて制限を行う場合には米ドル換算して計算されます。

※2：通貨ペア毎の最大保有可能額は米ドルに基づいて制限を行っております。米ドルを含まない通貨ペアに関しても米ドル換算して計算されます。

※3：新規注文数量が1回で発注可能な数量であっても、通貨ペア毎の最大保有可能額（米ドル換算）に達することとなる場合、注文の発注を行うことはできません。

※4：両建ての場合、売ポジションと買ポジションそれぞれで最大保有可能額は計算されます。

・最大レバレッジ※5：

＜個人＞ 25倍（CHFを含む通貨ペアの場合は10倍）※6

＜法人＞ 通貨ペア毎に毎週変動します。※6

※5：最大レバレッジとは、必要証拠金率の逆数であり、ポジション総額の純資産（【入金額-出金額】+【含み損益+決済損益】）に対する最大倍率を指します。

※6：ただし、個人・法人ともに、選択型自動売買サービス（シストレサービス）の「ローレバレッジ・フォレックス」については、最大レバレッジは10倍となります。

詳しくは【◆取扱銘柄】の【b. 取引単位及び必要証拠金】をご参照ください。

・必要証拠金率：

＜個人＞ 4%※7

＜法人＞ 通貨ペア毎に毎週見直します。※7

※7：ただし、個人・法人ともに、選択型自動売買サービス（シストレサービス）「ローレバレッジ・フォレックス」については10%となります。

詳しくは【◆取扱銘柄】の【b. 取引単位及び必要証拠金】をご参照ください。

・強制ロスカット：

＜個人・法人ともに＞ 証拠金維持率が 100%を下回ったとき。

なお、証拠金維持率は以下の式で算出されます。

〔証拠金維持率 = 純資産 ÷ 維持必要証拠金額（= ポジション総額 × 必要証拠金率） × 100〕

・取引手数料：

無料（0 円）

・口座維持費用：

無料（0 円）

・取引方法：

インターネット取引（PC&スマートフォン）

・入金額：

銀行振込 1 円～

・銀行送金手数料：

銀行振込入金 お客様負担（金額は取扱銀行により異なります。）

出金 当社負担

・取引時間：

メンテナンス時間※8を除き、原則として下表の時間帯に取引が可能です。取引時間外においては約定・注文発注・注文変更を行うことができませんのでご注意ください。なお、下表

の取引時間等についても、緊急メンテナンス、システム障害、マーケットの状況等により、取引出来ない状況が発生する可能性がありますのでご了承ください。最新の取引時間及び緊急メンテナンスにつきましては、当社 WEB サイトのお知らせにてご確認くださいようお願いいたします。

・米国標準時間

日本時間 月曜午前 7 : 05～土曜午前 6 : 55

(※8 メンテナンス時間 毎営業日 6 : 58～7 : 05)

・米国夏時間

日本時間 月曜午前 6 : 05～土曜午前 5 : 55

(※8 メンテナンス時間 毎営業日 5 : 58～6 : 05)

・注文種類: 成行注文(*1)・指値注文(*2)・逆指値注文(*3)・トレールストップ注文(*4)・IfDone・OCO (決済時のみ)

(*1)はスリッページが発生する場合があります。スリッページはお客様にとって有利又は不利になる場合があります。

(*2)は指定価格と同値で約定します。

(*3)および(*4)はお客様の指定価格と同値で約定し、又はお客様にとって有利若しくは不利な価格で約定 (スリッページ) する場合がございます。

逆指値に関しましてはメタトレーダー4 コースとメタトレーダー 5 コースではスリッページ約定価格が異なりますのでご注意ください。

メタトレーダー5コース : 同値 または有利、不利の価格で約定

メタトレーダー4コース : 同値、または不利な価格で約定

・損益管理通貨: 日本円

・出金手続き : お客様専用画面より出金申請を行ってください。

・出金にかかる日数 : 出金申請から 5 営業日以内

・注文の有効期限： GTC（無期限）

・取引報告書等： 電子交付

当社が取り扱う本取引の取引内容は次のとおりです。

【◆取扱銘柄】

a. F X取引の対象銘柄は、下記銘柄となります。

通貨ペア	日本語表記	メタトレーダー 4 コース/メタトレーダー 5 コース、 DupliTradeコース (1,000 通貨以上 1,000 通貨単位)
AUD/CAD	豪ドル/カナダドル	○
AUD/CHF	豪ドル/スイスフラン	○
AUD/JPY	豪ドル/日本円	○
AUD/NZD	豪ドル/ニュージーランドドル	○
AUD/USD	豪ドル/米ドル	○
CAD/CHF	カナダドル/スイスフラン	○
CAD/JPY	カナダドル/日本円	○
CHF/JPY	スイスフラン/日本円	○
EUR/AUD	ユーロ/豪ドル	○
EUR/CAD	ユーロ/カナダドル	○
EUR/CHF	ユーロ/スイスフラン	○
EUR/DKK	ユーロ/デンマーククローネ	○
EUR/GBP	ユーロ/英ポンド	○
EUR/HUF	ユーロ/ハンガリーフォリント	○
EUR/JPY	ユーロ/日本円	○
EUR/NZD	ユーロ/ニュージーランドドル	○
EUR/SEK	ユーロ/スウェーデンクローナ	○
EUR/USD	ユーロ/米ドル	○
GBP/AUD	英ポンド/豪ドル	○
GBP/CAD	英ポンド/カナダドル	○
GBP/CHF	英ポンド/スイスフラン	○
GBP/JPY	英ポンド/日本円	○
GBP/NZD	英ポンド/ニュージーランドドル	○
GBP/SEK	英ポンド/スウェーデンクローナ	○
GBP/SGD	英ポンド/シンガポールドル	○
GBP/USD	英ポンド/米ドル	○
NZD/CAD	ニュージーランドドル/カナダドル	○
NZD/CHF	ニュージーランドドル/スイスフラン	○
NZD/JPY	ニュージーランドドル/日本円	○

NZD/USD	ニュージーランドドル／米ドル	○
USD/CAD	米ドル／カナダドル	○
USD/CHF	米ドル／スイスフラン	○
USD/DKK	米ドル／デンマーククローネ	○
USD/HUF	米ドル／ハンガリーフォリント	○
USD/JPY	米ドル／日本円	○
USD/MXN	米ドル／メキシコペソ	○
USD/NOK	米ドル／ノルウェークローネ	○
USD/PLN	米ドル／ポーランドズロチ	○
USD/SEK	米ドル／スウェーデンクローナ	○
USD/SGD	米ドル／シンガポールドル	○
USD/ZAR	米ドル／南アフリカランド	○
USD/TRY	米ドル／トルコリラ	○
EUR/TRY	ユーロ／トルコリラ	○
EUR/ZAR	ユーロ／南アフリカランド	○
EUR/ILS	ユーロ／イスラエルシェケル	○
GBP/ILS	英ポンド／イスラエルシェケル	○
USD/ILS	米ドル／イスラエルシェケル	○
CHF/HUF	スイスフラン／ハンガリーフォリント	○
GBP/HUF	英ポンド／ハンガリーフォリント	○
USD/CNY ※	米ドル／オフショア人民元	○
EUR/NOK	ユーロ／ノルウェークローネ	○
EUR/PLN	ユーロ／ポーランドズロチ	○
USD/CLP	米ドル／チリペソ	○
※ 当社システムにおいてはオフショア人民元を CNY と表記してあります。		

b. 取引単位及び必要証拠金

取引単位は、銘柄一覧表記載の通りです。

新規注文時の必要証拠金（新規注文に当たって、お客様の純資産（【ご入金額】±【含み損益+決済損益】）から既存のポジションのための維持必要証拠金額を控除した残額として必要となる金額）は、以下の金額となります。

【新規注文額（上記 a. 銘柄一覧表記載の左側通貨（第一通貨、例：USD/JPY の場合米ドル）で表示した金額）】×【当該通貨の対円レート】×【下記「☆証拠金」で解説する個人法人それぞれの必要証拠金率】

また、維持必要証拠金（強制ロスカットを受けずにポジションを維持するに当たり、お客様の純資産（【ご入金額】±【含み損益+決済損益】）として必要となる金額）については、通貨ペア毎に算出される以下の金額の合計金額となります。

【ポジション総額（上記 a. 銘柄一覧表記載の左側通貨（第一通貨、例：USD/JPY の場合米ドル）で表示した金額）】×【当該通貨の対円レート】×【下記「☆証拠金」で解説する個人法人それぞれの必要証拠金率】

c. スプレッド

当社が各銘柄にアスク価格（オファーレートとも言う）（お客様の買い価格）とビッド価格（お客様の売り価格）を同時に提示する 2 WAY プライス方式にて価格をご提示いたします。アスク価格とビッド価格には価格差（スプレッド）があり、通常時アスク価格はビッド価格よりもスプレッド分、高くなっています。

当社は、当社グループ会社（カバー取引先）と契約のある金融機関（再カバー取引先）が提供する外国為替市場取引の価格を参照して当社が取引価格を生成しお客様に提示しています。ただし、相場変動等の関係で、必ずしもご提示している価格での約定を保証するものではありません。

メタトレーダー 4 / メタトレーダー 5 は原則固定のスプレッドとなりますが、DupliTrade の口座はフローティングスプレッドを採用した価格となります。

決済方法

ポジションは、通貨の転売又は買戻しをすることで手仕舞うことができます。注文の際に、決済方法を選んでご注文を発注してください。

ロールオーバーによる繰り越し

通貨の転売又は買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、ポジションを毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。

d. スワップポイント及び金利調整金の受払い

ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、本取引の場合はその借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で受け払いいたします。お客様がスワップポイントを受け取る場合と支払う場合の双方があり、また、スワップポイントの支払いの結果として、損失が生じるおそれがあります。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、顧客が受け取る場合の方が、顧客が支払う場合よりも小さくなっています。また、売りポジション、買いポジションともに支払いとなることもあります。尚、未決済ポジションで発生している未実現の損益及びスワップポイントは証拠金預託額に加算又は減算されます。これらのうち益金を余剰証拠金として出金するためには決済を行い実現益とする必要があります。

なお、スワップ付与日は以下の曜日となり、数字はスワップ付与日数を示します。

メタトレーダー4／メタトレーダー5、DupliTrade						
月	火	水	木	金	土	日
1	1	3	1	1	0	0

e. 強制ロスカットルール

顧客の損失が所定の水準を超えた場合、顧客のポジションを強制的に決済します。詳しくは、「☆証拠金」の「(5) 強制ロスカットの取扱い」をご参照下さい。ただし、相場が急激に変動した場合等（本書面 P6～P13「本取引のリスク等重要事項」をご覧ください）には、強制ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。余裕のある証拠金でお取引をお願いいたします。

f. 決済日について

転売又は買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売又は買戻しを行った即日です。

☆証拠金

(1) 必要証拠金額

本取引の新規注文をするときの必要証拠金額の算定に用いる必要証拠金率は、お客様が個人か法人かによって異なります。

個人のお客様の場合、必要証拠金率は4%となります。※8

法人のお客様の場合は、一般社団法人 金融先物取引業協会より毎週金曜日に発表される通貨ペアごとの為替リスク想定比率に一定の幅を持たせた証拠金率を当社HPで翌週の月曜日に公表しており、公表の1週間後（一般社団法人金融先物取引業協会による為替リスク想定比率発表時からは翌々週の取引開始時点）から当該証拠金率の適用を受けます。必要証拠金率は毎週月曜日に変更される可能性があります。

※8：選択型自動売買サービス（シストレサービス）「ローレバレッジ・フォレックス」については10%となります。※8

※必要証拠金率の変更により相場が動かなくても証拠金不足が起こり、強制ロスカットが発動される可能性があります。余裕を持った資金管理をお願いします。

※為替リスク想定比率の計算方法（金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第31項第1号に規定される定量的計算モデル）はこちらを参考にしてください。

<https://www.ffaj.or.jp/regulation/corporate-customers/>

※必要証拠金額の算出方法は事前の告知により変更する場合があります。

(2) 維持必要証拠金額

個人、法人ともに維持必要証拠金額の算定に用いる必要証拠金率は、新規注文時の必要証拠金額の算定に用いる必要証拠金率と同じです。

※維持必要証拠金額の算出方法は事前の告知により変更する場合があります。

(3) ご入金及びご出金

(a) ご入金

通常銀行振込

ご入金は金融機関の窓口・ATM・インターネットバンキングより、当社指定の専用口座へお振り込みいただく方法です。営業時間外やお振込の混雑状況により、反映までにお時間をいただく場合がございます。お客様は、当社が指定する銀行口座（証拠金入金専用口座）に日本円で振込入金することにより、取引証拠金を預託していただきます。外貨、もしくは有価証券による預託及び返還は取り扱っておりません。振込金額は当社での入金確認後、順次口座へ反映いたします。

（原則として当社の営業時間内に着金確認したものは当日中、営業時間外に着金したものは翌営業日に反映されます。）

振込先口座 1：

銀行名：三井住友銀行（金融機関コード：0009）

支店名：支店（支店コード：218）

預金種別：普通預金

口座番号：9012502

口座名義：アヴァトレード・ジャパン（株）

振込手数料：お客様ご負担

振込先口座 2：

銀行名：PayPay銀行（金融機関コード：0033）

支店名：すずめ支店（支店コード：002）

預金種別：普通預金

口座番号：4002543

口座名義：アヴァトレード・ジャパン（株）

振込手数料：お客様ご負担

注意事項

- ・犯罪収益移転防止法およびコンプライアンスの観点より、ご登録の取引口座名義とお振込名義人が完全に一致している必要がございます。
- ・個人口座のお客様：ご登録者ご本人様以外の名義（ご家族・配偶者様名義を含む）からの

入金は受付できません。

・法人口座のお客様：必ず「ご登録の法人名義」でお振込ください。

・代表者様個人、役員様個人、グループ会社様等の名義からのお振込は「第三者入金」とみなされ、お受け取りできません。

(b) ご出金

証拠金預託額のうち、証拠金預託額が維持必要証拠金額を下回らない範囲で、出金を行うことができます。但し、出金により口座残高が減少し、維持必要証拠金額に近い金額となる場合等は、出金後に強制ロスカットの発生する可能性が高まります。ポジションをお持ちの場合は、口座残高に充分にご注意の上で出金金額をお決めください。なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。出金が可能な場合には、出金依頼日から5営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。但し、出金指示が不明瞭等により判読できない場合は、出金が遅れる場合があります。出金時の振込手数料は当社で負担いたします。

(4) 日次ロールオーバー

ロールオーバー時間までに通貨の転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、ポジションを自動的にロールオーバーして次の営業日に繰り越します。スワップポイントは受け取り又は支払いとして調整されます。

(5) 強制ロスカットの取扱い

強制ロスカットは、損失の拡大を防ぐため、お客様の証拠金維持率が100%を下回った場合、お客様に事前に通知することなく、お客様のポジションの全部又は一部を反対売買（強制決済）するものです。その損失の額が予め預入られている証拠金の額を上回ることがあります。なお、証拠金維持率は以下の式で算出されます。〔証拠金維持率 = 純資産 ÷ 必要証拠金額 × 100〕

強制ロスカットは、損失額の大きなポジションから順に証拠金維持率が100%以上となるまで行われます。但し、ポジションの部分決済は行われません。

(6) 証拠金に充当することができる財産の種類及び充当価格

当社では円貨のみ額面にて受け入れており、外貨及び有価証券等による証拠金の受入れはいたしておりません。

☆決済に伴う金銭の授受

決済に伴う金銭の授受：差金決済のみ可能です。

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は次の計算式により算出した現金を受渡します。なお、利益金は未受渡決済損益として証拠金計算において、評価益金は追加の新規建て注文として利用できます。

〔ロットの通貨単位×約定価格差（円）×ロット数＋累積スワップポイント〕

（注）約定価格差とは、新規取引（買付け又は売付け）の約定価格と決済取引（転売又は買戻し）の約定価格との差をいいます。

☆課税上の取扱い

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した利益（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下同じ。）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、平成 25 年から令和 19 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した所得（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所及び氏名（法人においては所在地及び法人名）並びに支払金額等を記載した支払調書を税務署長に提出します。

詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。なお、今後、税制改正等が行われた場合、税制の取扱いが変更となる可能性があります。

☆終了事由

当社の取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、本取引に係る契約は解約されます。

- ・ お客様が当社に対し契約の解約の申し入れをした場合
- ・ お客様が約款の条項のいずれかに違反し、当社が解約を通告した場合

また、強制ロスカットの発動により、お客様のポジションの全部又は一部が反対売買（強制決済）されることがあります。詳しくは、「☆証拠金」の「(5)強制ロスカットの取扱い」をご参照ください。

◆注文の種類と執行方法

注文の種類	注文の内容
成行注文	・成行注文は、お客様が価格を指定しない注文で、お客様が取引画面にて発注ボタンをクリックした後に当社システム到達後に約定処理が行われ約定価格が決定することから、お客様の発注ボタンをクリックした際の価格（表示価格）と比べて同値、有利な価格又は不利な価格で約定します。 ・上記仕組みから、お客様の注文時に画面に表示されている価格（＝表示価格）と実際の約定価格との間に差（これを「スリッページ」といいます）が生じる場合があります、当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。 <u>詳しくは「◆スリッページの発生例について」を確認ください。</u> ・また、配信価格が有効な市場価格でないものとして注文を受け付けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・成行注文は、取引時間中のみ行うことができます。当該注文は受付順に約定しますが、相場急変時や注文の集中等により、当社が応じることができる数量を超えて当社が受注した場合、約定可能数量まで受付順に約定処理を行うため、お客様の注文が約定できず、失効する場合があります。また、成行注文は、指値注文、逆指値注文に優先しますが、強制ロスカットがある場合は、強制ロスカットが優先されます。
指値注文	・指値注文は、お客様が注文価格を指定して行う注文です。当社がお客様に配信する価格が、売り指値注文の場合は、お客様が指定した価格以上、買い指値注文の場合は、お客様が指定した価格以下になった時点で、当該注文価格（トリガー価格）を以って約定します。 ・指値注文は、売り指値の場合、値段の安いものが値段の高いものに優先して約定し、買い指値の場合、値段が高いものが安いものに優先して約定します。 ・また、同じ値段を指定する指値注文又は同じ値段をトリガー価格として指定する指値（逆指値）注文が他の顧客からある場合には、受注時刻が早いものを優先します。 ・また、成行注文又は強制ロスカットがある場合は、それらの注文及び決済の執行が、指値注文の執行に優先するため、指定した価格が取引画面に表示されたにも関わらず約定しない場合や、部分的に約定する場合があります。 ・指値注文は取り消されるまで失効しません。取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件で約定するのを待ちます。
逆指値注文	・逆指値注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文です。当社がお客様に配信する価格が、売り逆指値注文の場合は、お客様が指定した価格以下、買い逆指値注文の場合は、お客様が指定した価格以上になった時点の次の当社の配信価格で約定します。 ・そのため実際の約定価格は、お客様の指定したトリガー価格に比べて同値又は有利若しくは不利になる場合があります。逆指値注文は、売り逆指値注文の場合、トリガー価格の高いものがトリガー価格の安いものに優先し、買い逆指値注文の場合、トリガー価格が安いものがトリガー価格の高いものに優先します。 ・逆指値注文はトリガー価格の到達時点で有効となり、次の配信価格にて約定致します。 ・同じ価格をトリガー価格とする逆指値注文か、同じ価格を注文価格として指定する指値注文

	が複数ある場合には、受注時刻が早いものが優先します。 ・また、成行注文又は強制ロスカットがある場合は、それらの注文及び強制決済の執行が、逆指値注文の執行に優先します。 ・なお、売り逆指値注文は、当社サーバーにおいて配信するビッド価格がお客様の指定するトリガー価格と等しい価格又はそれを下回る価格となった時点で執行され、買いの逆指値注文は、当社サーバーにおいて配信するオファーレートがお客様の指定するトリガー価格と等しい価格又はそれを上回る価格となった時点で執行されます。
IfDone 注文	・IfDone 注文は新規注文（指値又は逆指値）と決済注文（指値又は逆指値）を同時に発注する注文です。 ・新規注文が成立した場合にのみ決済注文が有効となります。新規注文が成立しない限り決済注文は発注されません。
OCO 注文	・OCO 注文は決済の指値注文として指値注文と逆指値注文を同時に発注する注文ですが、新規のOCO 注文を行うことはできません。 ・どちらかの注文が成立した場合は他方の注文は自動的にキャンセルされます。
トレールス トップ 注文	・マーケットの変動についていながら、逆指値を自動的に変更する注文です。

◆価格を指定して注文する際の注意

指値や逆指値など、価格を指定する注文においては、現在価格に近い価格を指定することができません。注文可能な価格のレンジの目安については、当社のホームページ上の「指値／逆指値の注文可能な価格帯の目安」をご参照ください。

◆成行注文時のスリッページの発生例について（メタトレーダー4/メタトレーダー5）

注）下記パターンは買注文の場合のみ例示しております。売注文の場合は、市場価格の変動の有利不利が逆転しますので、システムの動きも合わせて逆転します。

※買い成行注文を USDJPY=120で発注

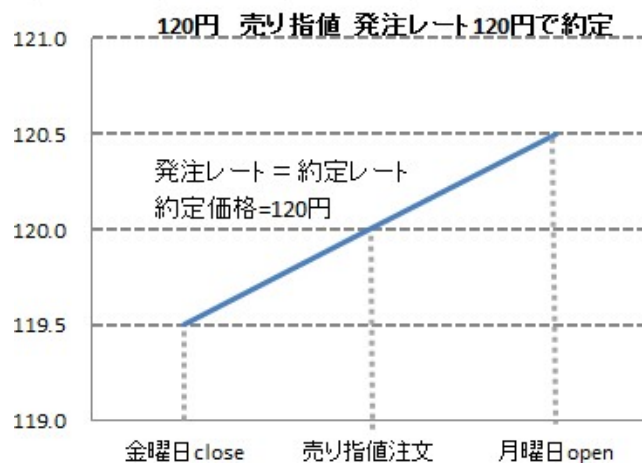
表示価格 (注文時に表示 されている価 格)	約定価格	処理結果（約定価格、約定の有無）
	120.015 (+1.5pip 顧客不利)	表示価格（120）ではなく約定処理時価格 （120.015）にて約定する（スリッページ+1.5pip）
	120.01 (+1pip 顧客不利)	表示価格（120）ではなく約定処理時価格（120.01）に て約定する（スリッページ+1.0pip）
120	120.005 (+0.5pip 顧客不利)	表示価格（120）ではなく約定処理時価格 （120.005）にて約定する（スリッページ+0.5pip）
	120	表示価格(120) で約定する。 (スリッページなし)
	119.995 (-0.5pip 顧客有利)	表示価格（120）ではなく約定処理時価格 （119.995）にて約定する（スリッページ-0.5pip）
	119.99 (-1pip 顧客有利)	表示価格（120）ではなく約定処理時価格（119.99）に て約定する（スリッページ-1pip）
	119.985 (-1.5pip 顧客有利)	表示価格（120）ではなく約定処理時価格 （119.985）にて約定する（スリッページ-1.5pip）

◆指値、逆指値のスリッページについて（月曜日 マーケットオープン時）

月曜のマーケットオープン時点において有効となっている指値注文が同時点で約定条件を満たしている場合、指値注文では指値価格で約定し、スリッページの有利又は不利が発生することはありません。他方、逆指値注文では、有利又は不利なスリッページが発生する場合がございます。月曜日のマーケットオープン時の約定について、指値注文はトリガー価格、逆指値注文は週初の配信レートがトリガーとなり、次の配信レートで約定します。そのため週末をまたいで両建てしている場合は、月曜日オープン時に損失が生じる可能性があることにご注意ください。

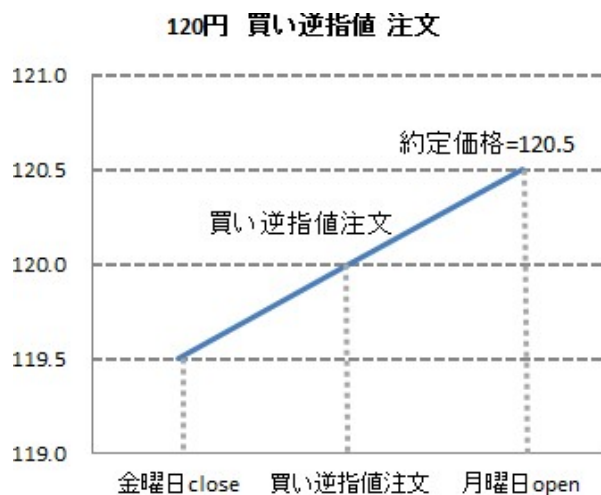
例（指値注文 週明け月曜日のマーケット開始時 スリッページなし）

金曜日の取引終了時点レート 119.5 円で 120 円の売り指値注文があり、月曜日のマーケット開始時の最初の配信レートが 120.5 円であった場合、トリガー価格の 120 円で約定します。



例（逆指値注文 週明け月曜日のマーケット開始時 お客様に不利なスリッページが発生）

金曜日の取引終了時点レート 119.5 円で 120 円の買い逆指値注文があり、月曜日のマーケット開始時の最初の配信レートと次の配信レートがいずれも120.5 円であった場合、週初の配信レートでトリガーが発動し、次の配信レートである120.5 円で約定します。



◆逆指値のスリッページについて

逆指値注文では、市場が急激に変動した場合（経済指標の発表時等）に、お客様のトリガー価格よりも不利な価格で約定することがあり、その場合には取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大することや、証拠金を上回る損失が発生することがあります。

※トリガー価格到達した時点の次の配信価格で約定します。

◆ 注文の訂正・取消

お客様の注文は、当該注文が約定していない場合には、取消又は注文内容の訂正を行うことができます。約定した後の訂正・取消はできません。

本取引の手続きについて

お客様が当社と本取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本書面の提供を受ける

はじめに、当社から本書面が提供されますので、本取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

b. F X取引口座の設定

本取引の開始に当たっては、原則として当社ウェブサイト上のF X取引お申込フォームに必要事項をご入力頂き、F X取引口座を設定して頂きます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

(2) 証拠金の差入れ

本取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。

当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を提供します。(電子交付)

(3) 注文の指示事項

本取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、取引端末より次の事項を正確に指示して下さい。

a. 注文する銘柄（通貨ペア）

b. 売又は買の別

c. 注文数量

d. 注文種別（成行、指値、逆指値）（指値には、当社が提示するアスク価格又はビッド価格に応じる場合を含みます。）

e. 注文の有効期限

f. その他お客様の指示によることとされている事項

(4) 転売又は買戻しによるポジションの結了

ポジションの反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分がポジションから減少します。決済したいポジションを選択し、決済注文を発注します。同一の通貨ペアの売ポジションと買ポジションを同時に持つこと（以下「両建て」といいます。）については、お客様より申出があった場合には受け付けますが、両建ては、手数料が二重にかかること、通貨間の金利差調整額（スワップポイント）により逆ざやが生じるおそれがあること、仲値を基準とする売値及び買値の価格差（当社の受け取るスプレッド）についてお客様が二重に負担することとなることなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引です。当社ではおすすめいたしません。

(5) 注文をした取引の成立

注文をした取引が成立した場合、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。（電子交付され、ロールオーバーの際に作成されます。）

(6) 手数料

本取引は、取引手数料は無料です。ただし、売買手数料は当社の判断により変更される場合があります。

※買気配と売気配との間にはレート差（スプレッド）があり、マーケットの状況等により拡大する場合があります。

(7) 取引残高、ポジション、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認頂くため、お客様の成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日におけるポジション、証拠金及び未決済勘定の現在高を記載した取引残高報告書を取引システムよりダウンロードして閲覧する方法でお客様に報告いたします。

(8) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社のカスタマーサポートに直接ご照会下さい。

本取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご確認下さい。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前 1 年間に、2 以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又

- は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- p. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- q. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄のデリバティブ取引又はその委託等（媒

- 介、取次ぎ又は代理の申込みをいいます。以下同じです。)を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格の形成を損なうおそれがあるもの
- s. 顧客の取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図ることを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、デリバティブ取引又はその委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数及び価格に相当する事項のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- u. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- v. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。wにおいて同じ。）につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- w. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかに当該取引に係る顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- x. 店頭外国為替証拠金取引について、毎月、当該月の基準時点（金融庁長官が指定する時点をいう。）における次に掲げる事項を、その翌月20日までにインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表することなく、店頭外国為替証拠金取引契約を締結する行為
- イ 通貨の売付け等及び通貨の買付け等に係る店頭外国為替証拠金取引の額（当該店頭外国為替証拠金取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額をいいます。ハにおいて同じです。）のうちいずれか少なくない額からいずれか少ない額を除いた額に占めるカバー取引により損失が減少しない額の割合
- ロ 店頭外国為替証拠金取引に係るカバー取引の額（当該カバー取引に係る通貨の価格又

は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額をいいます。以下ロにおいて同じです。)に占める取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場ごとに行ったカバー取引の額の割合又は他の業者等の信用格付(金融庁長官が指定する者が付与するものに限ります。)に応じて行ったカバー取引の額の割合

ハ 店頭外国為替証拠金取引の額に占める店頭外国為替証拠金取引に係る証拠金等の実預託額の割合

y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

z. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含みます。)

aa. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

(令和8年7月現在)

本取引に関する主要な用語

- ・売ポジション（うりぼじしょん）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・アスク

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。

- ・買ポジション（かいぼじしょん）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・買戻し（かいもどし）

売ポジションを手仕舞う（売ポジションを減じる）ために行う買付取引をいいます。

- ・カバー取引（かばーとりひき）

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う本取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う取引をいいます。

- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

本取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- ・逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

逆指値注文は「ストップ注文」とも呼ばれ、すでにあるポジションに対して、損失を限定する目的でよく使用され、予めポジションを決済するレートを決めておく注文方法です。

- ・強制ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客のポジションを強制的に決済することをいいます。

- ・決済注文（けっさいちゅうもん）

決済注文は、すでにあるポジションをクローズするときに出す注文です。

- ・差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

・指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成行注文といいます。

・証拠金（しょうきん）

外国為替証拠金取引や先物、オプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる証拠金とポジションについて割り込むことができない維持証拠金の区分があります。この場合、顧客が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、維持証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければなりません。

・スワップポイント

本取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

・スリッページ（すりっぺーじ）

顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

・追加証拠金（ついかしょうきん）

証拠金残高が相場の変動により自己のポジションを維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

・デリバティブ取引（でりばていぶとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

・店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引のうち、本取引のような店頭外国為替証拠金取引など、一定の類型のものをいいます。

・店頭デリバティブ取引（てんとうでりばていぶとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

・転売（てんばい）

買ポジションを手仕舞う（買ポジションを減じる）ために行う売付取引をいいます。

・特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む金融商品取引行為に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行などをいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

・トレール注文（とれーるちゅうもん）

トレール注文は、すでにあるポジションに対して、利益が出る方向にストップのレートを動かしながらリスクをコントロールするための注文方法です。

・成行注文（なりゆきちゅうもん）

注文価格を指定しないで出す注文方法です。買い注文であればアスク以上、売り注文ではビッド以下での約定となります。

・値洗い（ねあらい）

ポジションについて、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替える手続きを値洗いといいます。

・媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。

・配信価格（はいしんかかく）

当社がお客様に対して提示する為替レート（買付価格および売付価格）をいいます。当社が契約するカバー取引先から受領するレートに基づき、当社が生成しています。

・ビッド（びっど）

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で売り付けることができます。

・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有し、又は将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で保有する取引をいいます。

・両建て（りょうだて）

同一の商品の売ポジションと買ポジションを同時に持つことをいいます。

・日次ロールオーバー

本取引において、同一営業日中に反対売買されなかったポジションを翌営業日に繰り越すことをいいます。

アヴァトレード・ジャパン株式会社 投資勧誘方針

当社は、店頭外国為替証拠金取引の勧誘にあたり、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守し勧誘を行います。当社は、投資勧誘方針を公表するとともに、取り扱う店頭外国為替証拠金取引について契約締結前交付書面(本書面)を事前交付し、各商品のリスク等の重要事項について説明いたします。お客様におかれましては、必ず契約締結前に同書面の内容を十分熟読し、ご理解をいただいた上でお取引いただきますようお願い申し上げます。

<投資勧誘方針>

1. アヴァトレード・ジャパン株式会社の企業理念

当社は信用を旨として、第一種金融商品取引業の事業を通じてお客様に信頼していただける企業を目指し、適正な事業活動を通じて社会に貢献する企業を目指します。

2. 当社の投資勧誘方法

当社における投資勧誘は、インターネットを通じたホームページ及びウェブサイト、新聞、雑誌、TV広告、ラジオ広告等のメディアを通じた画像音声を利用した広告、お客様からのお問い合わせに対する回答・説明のための電話連絡、お客様からのご依頼による資料請求等に対応した資料の送付、またその説明等を通じて行います。

3. お客様の実情に即した投資勧誘

当社は、一般社団法人金融先物取引業協会の規則に従い、取引に必要なお客様の氏名、年齢、収入状況、資産状況、投資経験、投資の知識、投資の目的、口座開設に至った動機(きっかけ)等の情報をお客様より収集し、お客様の実情に即した投資勧誘を行うように配慮いたします。お取引開始後もお客様のお取引の状況をモニタリングし取引の実態を把握し、お客様の過大な投機的取引を防止するための管理体制を確立いたします。

4. 適切な情報提供と商品説明

当社は取引関連商品の適切な投資情報を配信し、取扱商品のリスク等の重要事項を説明し、正確かつ適切な商品説明を実施し、投資判断に必要な情報提供を実施いたします。

5. 法令、諸規則を遵守する為のコンプライアンス体制

当社は金融商品取引法その他関連法令、一般社団法人金融先物取引業協会の諸規則を遵守し、適正な営業活動を推進することを目的として、社内にコンプライアンス部を設置して内部管理体制を構築します。さらに、役職員に必要な研修を行うことを通じて商品知識、法令諸規則等の研鑽に努めます。

6. お客様サポート体制

当社ではお客様のサポートをする専門部署を設置し、お客様よりのお問い合わせやご相談に適切に対応してまいります。

■ アヴァートレード・ジャパン株式会社

コンプライアンス部 Eメール : compliance@avatrade.co.jp

電話番号 03-4577-8902 受付時間 10:00～18:00 (※土・日・祭日を除く)

◆ 苦情相談窓口

当社では、苦情ご相談窓口を開設しております。

お取引の上で、苦情やご相談等ございましたら下記の窓口までご相談下さい。

■ アヴァートレード・ジャパン株式会社

コンプライアンス部 Eメール : compliance@avatrade.co.jp

電話番号 03-4577-8902 受付時間 10:00～18:00 (※土・日・祭日を除く)

紛争解決機関

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (F I N M A C)

U R L <https://www.finmac.or.jp/>

電話番号 0120-64-5005

受付時間 9:00～17:00 (※土・日・祭日を除く)

◆当社が店頭外国為替証拠金取引に関して行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業です。当社において店頭外国為替証拠金取引を行う場合は、「本取引の仕組みについて」及び「本取引の手続きについて」記載の内容及び方法によります。

◆当社概要

商号	アヴァトレード・ジャパン株式会社
設立年月日	平成19年3月9日
資本金	3.25億円(令和8年6月現在)
代表者	イクバル のぶお
事業内容	金融商品取引業
所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目18番1号 赤坂ヒルサイドビル4階
加盟団体	一般社団法人 金融先物取引業協会(会員1574) 一般社団法人 資産運用業協会(会員012-02738)
	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
登録番号	第一種金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1662号

【連絡先】カスタマーサポート

電話 : 03-4577-8900 平日10時～18時

Eメール : support@avatrade.co.jp

お取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。